

# 国民健康保険の加入手続きについて

- ◎ 国民健康保険に加入するときは、**健康保険等の資格を喪失した日から14日以内**に、住所地の区役所(出張所)保険年金担当課で届出をしてください。
- ◎ 手続きが遅れた場合は、**保険料をさかのぼって納めていただく**ことになります。(最長2年間) また、その間の医療費は、やむを得ない理由がある場合を除き、全額自己負担となります。

## ★ 下の〈健康保険等資格喪失証明書〉と一緒に持参いただくもの ★

国保の加入  
Q&A



- 印かんおよび委任状(国保の世帯主以外が届出する場合)
- 各医療証(子ども・障がい者・ひとり親家庭等。家族の人が持っている場合も持参)
- キャッシュカード、または通帳と金融機関の届出印

携帯電話で  
確認できます。

保険料の納付は、便利な口座振替をお願いします。  
キャッシュカードを区役所(出張所)窓口を持参して  
いただくと、その場で簡単に手続きができます。

裏面もごらんください。

《 き り と り せ ん 》

## 〈健康保険等資格喪失証明書〉

◎必ず証明をする事業所(保険者、勤務先)等で記入してください。	健康保険証の記号番号		記号	番号		◎健康保険等の資格を喪失し、国民健康保険に加入される場合は、この証明書が必要です。
	保 險 者 名	全国健康保険協会			支 部	
	被 保 険 者 (会社等に勤務する本人)		住 所			
		氏 名				
◎資格喪失者 (健康保険を離脱して国保へ加入する人)	氏 名	続 柄	生 年 月 日	資 格 取 得 年 月 日 資 格 喪 失 年 月 日	資 格 喪 失 の 理 由	
	本人	本人		年 月 日 年 月 日	1.退職 ( 年 月 日退職)	
	被 扶 養 者			年 月 日 年 月 日	2.被保険者死亡	
				年 月 日 年 月 日	3.扶養非該当 (理由 )	
				年 月 日 年 月 日	4.その他 (理由 )	
			年 月 日 年 月 日	5.被保険者が後期高齢者 医療制度へ加入		
※資格喪失年月日は退職の翌日になります。						
上記のとおり相違ないことを証明します。						
令和 年 月 日						
保 險 者 所 在 地 及 び 名 称 (又は事業所)						
代 表 者 氏 名						
電 話 番 号 ( ) -						
(印)						

# 国民健康保険について

日本の医療保険制度は、すべての国民が何らかの公的医療保険に加入しなければならない「国民皆保険制度」となっております。  
 このため職場の健康保険の資格を喪失した場合は、すみやかに国民健康保険の加入届出をしてください。  
 (任意継続被保険者や家族の職場の健康保険の被扶養者となる場合を除く)

## ご存知ですか？ こんな制度

### ★任意継続被保険者

職場の健康保険に継続して2か月(共済組合は1年)以上加入していた人が退職した場合、申し出により、原則として2年以内に限って**今までの保険を継続することが出来ます。**  
 →手続きは、資格喪失日から20日以内に、加入していた健康保険組合や全国健康保険協会などへ。

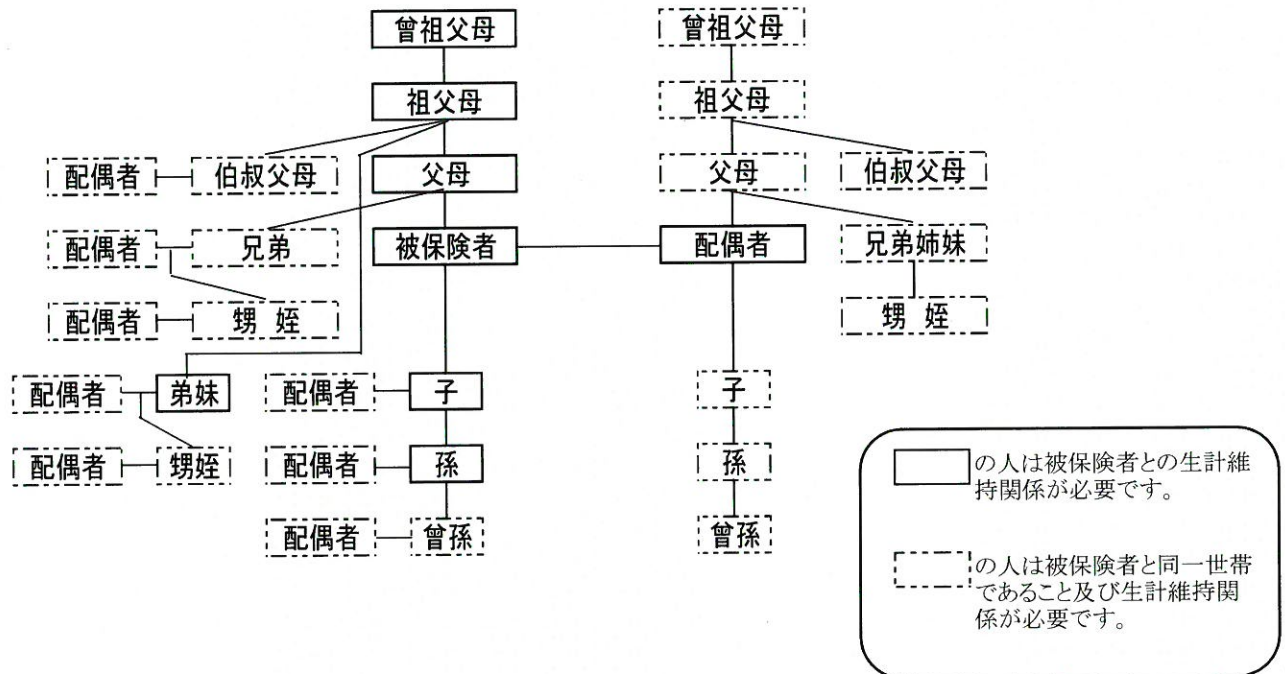
### ★非自発的失業者の保険料軽減

- 倒産、解雇、雇い止めなどにより離職された方の**保険料が届出により軽減**されます。
- ◆対象者・・・雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」として失業給付を受ける人  
 雇用保険の受給資格者証の離職コードが11、12、21、22、31、32(特定受給資格者) または、23、33、34(特定理由離職者)に該当する人  
 ※離職日時点で65歳以上の人は対象なりません。
  - ◆軽減額・・・軽減対象者の前年の給与所得を、**100分の30**とみなして保険料の算定を行います。
  - ◆軽減期間・・・離職日の翌日の属する月から翌年度末まで。
  - ◆届出に必要なもの・・・雇用保険受給資格者証

-----《 きりとりせん 》-----

## 職場の健康保険の被扶養者(扶養家族)になれませんか？

あなたの年間収入が**130万円未満**(認定対象者が60歳以上または一定の障害がある場合は180万円未満)の場合、下の図の対象者は、**職場の健康保険に加入されているご家族の健康保険に被扶養者として加入できる**場合があります。  
 ※職場の健康保険に加入されているご家族の収入を主として生計維持していることが前提です。  
 収入には遺族年金、障害年金などの非課税所得も含まれます。



→手続きはご家族の職場(事業主)を通じての届出となりますので、職場の健康保険担当者へ。

**被扶養者に該当すると思われる場合は、職場の健康保険担当者に相談しましょう！**

(被扶養者の人数は、職場の健康保険料の算出には直接関係しません。)